別紙様式第１号の三（第27条の４及び第28条の２関係）記載上の注意２⑶中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

別紙様式第１号の３の２（第17条の７関係）　（日本工業規格Ａ４）

監　査　等　委　員　会　監　査　報　告　書

年　月　日

保険株式会社　監査等委員会
監査等委員　氏　名　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

⑴　監査等委員会の監査の方法及びその内容

⑵　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第３項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）

⑶　重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）

⑷　会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

⑸　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

２　事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

⑴　監査等委員会の監査の方法及びその内容

⑵　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

⑶　取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

⑷　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

⑸　会社法施行規則第118条第２号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

⑹　会社法施行規則第118条第３号若しくは第５号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第128条第３項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見

別紙様式第１号の３の２（第27条の４の２及び第28条の２の２関係）　（日本工業規格Ａ４）

監　査　等　委　員　会　監　査　報　告　書

年　月　日

保険相互会社　監査等委員会
監査等委員　氏　名　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

⑴　監査等委員会の監査の方法及びその内容

⑵　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（保険業法施行規則第27条の６第３項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領しない旨）

⑶　重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）

⑷　会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

⑸　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

２　事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

⑴　監査等委員会の監査の方法及びその内容

⑵　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

⑶　取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

⑷　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

⑸　保険業法第53条の30第１項第１号ロ及びホに規定する体制の整備についての決議の内容（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

別紙様式第１号の四（第17条の７関係）記載上の注意２⑹中「第118条第３号」の下に「若しくは第５号」を、「とき」の下に「又は同令第128条第３項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているとき」を加える。

別紙様式第１号の六（第17条の７関係）記載上の注意２⑶中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意２⑹中「第118条第３号」の下に「若しくは第５号」を、「とき」の下に「又は同令第128条第３項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているとき」を加える。

別紙様式第１号の六（第27条の３及び第28条関係）記載上の注意２⑶中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第１号の七（第17条の７関係）記載上の注意２⑶中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意２⑹中「第118条第３号」の下に「若しくは第５号」を、「とき」の下に「又は同令第128条第３項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているとき」を加える。

別紙様式第１号の七（第27条の４及び第28条の２関係）記載上の注意２⑶中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

別紙様式第１号の７の２（第17条の７関係）　（日本工業規格Ａ４）

監　査　等　委　員　会　監　査　報　告　書

年　月　日

少額短期保険株式会社　監査等委員会
監査等委員　氏　名　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

⑴　監査等委員会の監査の方法及びその内容

⑵　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第３項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）